

大阪市告示第1133号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により西喜連住宅第1地区土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第9条第3項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第3条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和6年8月23日

大阪市長 横山英幸

1 施行者の名称

大阪市（都市整備局市街地整備部連携事業課）

2 事業施行期間

令和6年8月23日から令和11年3月31日

3 施行地区

大阪市平野区喜連西三丁目及び喜連西二丁目の各一部

4 土地区画整理事業の名称

西喜連住宅第1地区土地区画整理事業

5 事務所の所在地

大阪市北区中之島一丁目3番20号（大阪市役所都市整備局市街地整備部連携事業課内）

6 施行認可の年月日

令和6年8月23日

7 施行者の住所

大阪市北区中之島一丁目3番20号

8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

9 公告の方法

大阪市公報ならびに事務所（大阪市役所都市整備局市街地整備部連携事業課）に掲示する。

(都市整備局市街地整備部区画整理課)